

令和7年第12回 湧別町農業員会総会議事録

1. 会 期	令和7年12月23日(火)	13時30分 開会 14時00分 閉会
2. 場 所	上湧別コミュニティセンター 2階大会議室	
3. 議 件		
日 程 第 1	議事録署名委員の指名について	
日 程 第 2	会期の決定について	
日 程 第 3	諸般の報告について	
日 程 第 4	議案第1号 現況証明願いについて	
日 程 第 5	議案第2号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について	
日 程 第 6	議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について	
日 程 第 7	議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について	
日 程 第 8	議案第5号 農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定による農用地の買入協議について	
日 程 第 9	議案第6号 農地中間管理事業の促進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について	

4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 安藤 弘司	2 佐藤 輝美	3 松橋 聡	4 北谷 昭一
5 井上 靖	6 澤口 久美	7 和田 利弘	8 千葉 実
9 山崎 幸一	10 久保 拓也	11 渡辺 健一	12 中原 秋美
13 井上 豊	14 秋葉 宏之	15 花木 慶喜	16 松田 和浩
17 島田 宗央		19 姉崎 淳一	20 高久 輝喜
		23 藤井 和人	24 松下 眞二
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
18 追永 直哉 21 羽田 雄一 22 三澤 実			
6. 事務局			
事務局長 吉松 智弘 主 事 石山 飛翔			

<p>議 長</p>	<p>定刻になりましたので、ただいまから令和7年第12回湧別町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、22名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行いません。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により、15番 花木委員及び16番 松田委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。 前回総会以降の行事について事務局長より報告させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和7年11月18日に開催されました、令和7年第11回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告申し上げます。</p> <p>11月18日総会終了後、北見市端野町公民館において、令和7年度地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会が開催され、これに吉村会長ほか4名の委員が出席しております。</p> <p>11月26日東京都中央区銀座ブロッサムにおいて、令和7年度農業者年金加入推進セミナーが開催され、これに吉村会長が出席しております。</p> <p>11月27日東京都文京区文京シビックホールにおいて、令和7年度全国農業委員会会長代表者集会在開催され、これに吉村会長が出席しております。</p> <p>前述のほか、11月26日から11月27日までの間、オホーツク農業委員会連合会の独自活動として、鈴木宗男参議院議員、東野秀樹参議院議員、船橋利実参議院議員、武部新衆議院議員、川原田英生衆議院議員へ要望活動を行ないました。</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>1 2月3日湧別町農協本所において農用地あっせん会議を開催し、これに松下委員、北谷委員が出席しております。</p> <p>1 2月9日札幌市札幌サンプラザにおいて東北・北海道女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が開催され、これに澤口委員、中原委員が出席しております。</p> <p>1 2月16日札幌市北海道第2水産ビルにおいて、令和7年度市町村農業委員会活動強化研修会が開催され、これに吉村会長ほか5名の委員が出席しております。</p> <p>1 2月17日札幌市北海道第2水産ビルにおいて、令和7年度全道農業者年金研究会が開催され、これに吉村会長ほか5名の委員が出席しております。</p> <p>本日、令和7年第12回湧別町農業委員会総会を開催しております。以上活動状況の報告といたします。</p> <p>日程第4、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。</p> <p>議案第1号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において4件提出されております。</p> <p>内容を説明しますので議案書3ページをご覧ください。</p> <p>その1、証明願出人・所有者は計呂地 ○○○○さんです。土地の所在ですが計呂地○○○番○ 外2筆で地目は、公簿が畑、現況が農地・採草放牧地以外、合計面積は12,408㎡で利用状況は山林、用悪水路です。申請の理由につきましては、地目変更登記のためです。現況証明農業委員は羽田委員、追永委員、島田豊委員です。</p> <p>(別冊資料1ページにより位置説明)</p> <p>続きまして、議案書4ページをご覧ください。その2、証明願出人・所有者は北兵村三区 ○○○○さんです。土地の所在ですが北兵村三区○○番○で地目は、公簿が畑、現況が農地・採草放牧地以外、面積は1,383㎡で利用状況は宅地です。申請の理由につきましては、地目変更登記のためです。現況証明農業委員は藤井委員、澤口委員、姉崎委員です。</p> <p>(別冊資料2ページにより位置説明)</p>
-----------------------	---

	<p>続きまして、議案書5ページをご覧ください。</p> <p>その3、証明願出人は中湧別南町 ○○○○さん、所有者は中湧別南町 ○○○○です。土地の所在ですが中湧別南町○○○番○○で地目は、公簿が畑、現況が農地・採草放牧地以外、面積は198㎡で利用状況は宅地です。申請の理由につきましては、地目変更登記のためです。現況証明農業委員は和田委員、澤口委員、藤井委員です。 (別冊資料3ページにより位置説明)</p> <p>続きまして、議案書6ページをご覧ください。その4、証明願出人は遠軽町 ○○○○さん、所有者は紋別市 ○○○○さんです。土地の所在ですが上富美○○○番 外3筆で地目は、公簿が畑、現況が農地・採草放牧地以外、合計面積は7,165㎡で利用状況は山林です。申請の理由につきましては、地目変更登記のためです。現況証明農業委員は千葉委員、松田委員、秋葉委員です。 (別冊資料4～5ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>議 長 これから議案第1号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>委員一同 (なしとの声)</p> <p>議 長 質疑なしと認めます。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>委員一同 (異議なしとの声)</p> <p>議 長 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>事務局 日程第5、議案第2号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p> <p>事務局 議案書7ページをご覧ください。 議案第2号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について。別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い、同法第18条第4項および第6項の規定により通知があったので農業委員会の議決を求めるものであります。本総会において8件の合意解約が提出されております。</p> <p> 内容の説明をしますので、議案書8ページをご覧ください。</p>
--	---

事務局

番号1番、利用権の設定をした者は東〇〇〇〇さん、利用権の設定を受けた者は東〇〇〇〇さんです。利用権設定に係る土地の所在は、東〇〇〇番〇の内 外4筆で合計面積は28,409.29㎡です。利用権の期限は令和16年11月30日までの10年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和7年12月5日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料6ページにより位置説明)

番号2番、利用権の設定をした者は東〇〇〇〇さん、利用権の設定を受けた者は東〇〇〇〇さんです。利用権設定に係る土地の所在は、東〇〇〇番〇 外2筆で合計面積は19,833㎡です。利用権の期限は令和9年3月29日までの10年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和7年12月5日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料7ページにより位置説明)

番号3番、利用権の設定をした者は遠軽町 〇〇〇〇さん、利用権の設定を受けた者は計呂地 〇〇〇〇さんです。利用権設定に係る土地の所在は、計呂地〇〇番〇 外23筆で合計面積は134,212㎡です。利用権の期限は令和9年11月30日までの10年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和7年12月12日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料14ページにより位置説明)

番号4番、利用権の設定をした者は北兵村一区 〇〇〇〇さん、利用権の設定を受けた者は富美 〇〇〇〇さんです。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村一区〇〇〇番〇 外3筆で合計面積は18,247㎡です。利用権の期限は令和16年12月31日までの10年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和7年12月1日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料8ページにより位置説明)

続きまして、議案書9ページをご覧ください。

番号5番、利用権の設定をした者は開盛 〇〇〇〇さん、利用権の設定を受けた者は富美 〇〇〇〇さんです。利用権設定に係る土地の所在は、開盛〇〇〇番〇 外4筆で合計面積は24,467㎡です。利用権の期限は令和12年12月31日までの10年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和7年12月1日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料9ページにより位置説明)

番号6番、利用権の設定をした者は開盛 ○○○○さん、利用権の設定を受けた者は富美 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、開盛○○○番○ 外3筆で合計面積は33,242㎡です。利用権の期限は令和12年12月31日までの10年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和7年12月1日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料10ページにより位置説明)

番号7番、利用権の設定をした者は富美 ○○○○さん、利用権の設定を受けた者は富美 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、富美○○○番 外9筆で合計面積は69,280㎡です。利用権の期限は令和11年12月31日までの10年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和7年12月1日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料11ページにより位置説明)

番号8番、利用権の設定をした者は上富美 ○○○○さん、利用権の設定を受けた者は富美 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、上富美○○○番○ 外12筆で合計面積は159,692㎡です。利用権の期限は令和14年12月31日までの10年間として受けていましたが、賃借人の都合により令和7年12月1日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料12ページにより位置説明)

以上で説明を終わります。

議 長 これから議案第2号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。

委員一同 (なしとの声)

議 長 質疑なしと認めます。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員一同 (異議なしとの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第3号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。

<p>事務局</p>	<p>議案書10ページをご覧ください。 議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、別紙の者より農地の権利設定の許可申請書の提出があったので、許可の可否につき審議するものであります。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書11ページをご覧ください。 番号1番、譲渡人が計呂地 ○○○○さん、譲受人は計呂地 ○○○○です。土地の所在ですが計呂地○○番 外2筆で合計面積は5,159㎡です。権利移転目的は譲渡人が農地処分のため、譲受人は経営規模拡大のためです。売買による所有権移転で売買金額は103,000円です。 (別冊資料14ページにより位置説明) 以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これから議案第3号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p>
<p>事務局</p>	<p>日程第7、議案第4号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p> <p>議案書12ページをご覧ください。 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定により、別紙の者より農地転用の許可申請の提出があったので、許可相当の可否につき審議し、許可相当の回答がなされた期日以降に農地法第5条の規定による許可書を申請者に交付することを決議するものです。 また、北海道農業会議への意見聴取を必須とする案件については、北海道農業会議から許可相当の回答がなされた期日以降に、許可書を申請者に交付することを決議するものです。</p>

	<p>内容の説明をしますので、議案書13ページをご覧ください。</p> <p>番号1番、譲渡人は芭露 ○○○○さん、譲受人は芭露 ○○○○さんです。土地の所在ですが芭露○○○番○ 外3筆、合計面積は9,230㎡で転用目的は搾乳牛舎ほか施設建設であり、使用貸借となります。事業費は275,990円です。</p> <p>(別冊資料13ページにより位置説明)</p> <p>議案書14ページに今回の転用に係る審査表を掲載しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>これから議案第4号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>日程第8、議案第5号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	<p>議案書15ページをご覧ください。</p> <p>議案第5号、農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定による農用地の買入協議について。農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づき、農地の所有者から所有権移転に係るあっせんの申し出があった別紙農地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が特に必要と認められているので、同公社に買入協議を行う通知をされるよう同法第22条の2第2項により湧別町長に要請するものです。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書16ページをご覧ください。所有権移転になります。</p> <p>番号1番、あっせん申出者は、計呂地 ○○○○さんです。買入協議の必要な土地の所在は、計呂地○○○番○ 外44筆で合計面積は202,103㎡であり、利用目的は普通畑です。利用権設定等の種類は所有権で成立する法律関係は売買となります。あっせん申し出を受けた日は、令和7年12月8日となっており、買入協議が必要な理由としては農用地の買入価格において協議の結果不調のためです。</p>

	<p>(別冊資料 14～17 ページにより位置説明) 以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>これから議案第 5 号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>日程第 8、議案第 6 号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	<p>議案書 18 ページをご覧ください。 議案第 6 号、農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について。 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定により、公益財団法人北海道農業公社から別紙の農用地利用集積等促進計画案の作成及び提出を求められたので、農業委員会の議決を求めるものです。また当該促進計画案に異存なき場合は公益財団法人北海道農業公社へ同法 18 条第 1 項の規定による要請を行うものとし、要請のとおり認可申請された場合は即日公告できるものとし、</p> <p>内容の説明をしますので、議案書 19 ページをご覧ください。所有権移転の即売になります。 番号 1 番、所有権の移転をする者は芭露 ○○○○さん、移転を受ける者は芭露 ○○○○さんです。所有権移転に係る土地の所在は、芭露○○○○番 外 20 筆で合計面積は 183, 576㎡であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期ですが、令和 8 年 1 月 16 日で、対価の支払い時期は、令和 8 年 1 月 30 日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、12, 765, 000 円です。 (別冊資料 18 ページにより位置説明)</p>

番号2番、所有権の移転をする者は計呂地 ○○○○さん、移転を受ける者は志撫子 ○○○○さんです。所有権移転に係る土地の所在は、志撫子○○○番○ 外9筆で合計面積は43,429㎡であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期ですが、令和8年1月16日で、対価の支払い時期は、令和8年1月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1,865,000円です。

(別冊資料19ページにより位置説明)

続きまして、議案書20ページをご覧ください。所有権移転の貸付になります。

番号1番、所有権の移転をする者は遠軽町 ○○○○さん、移転を受ける者は札幌市 ○○○○さんです。所有権移転に係る土地の所在は、計呂地○○番○ 外27筆で合計面積は169,653㎡であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期ですが、令和8年1月16日で、対価の支払い時期は、令和8年2月20日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、7,360,000円です。

(別冊資料14ページにより位置説明)

続きまして、議案書21ページをご覧ください。

番号2番、所有権の移転をする者は計呂地 ○○○○さん、移転を受ける者は札幌市 ○○○○さんです。所有権移転に係る土地の所在は、計呂地○○○番○ 外14筆で合計面積は141,953㎡であり、利用目的は普通畑です。所有権移転の時期ですが、令和8年1月16日で、対価の支払い時期は、令和8年2月20日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、7,358,000円です。

(別冊資料16ページにより位置説明)

続きまして議案書22ページをご覧ください。賃借権になります。

番号1番、利用権の設定をする者は東 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は東 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、東○○○番○ 外4筆で合計面積は28,409.29㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年1月16日から令和17年11月30日の10年間で、金額は年173,000円です。

(別冊資料6ページにより位置説明)

番号2番、利用権の設定をする者は東 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は東 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、東○○○番○ 外1筆で合計面積は30,800㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年1月16日から令和17年11月3

0日の10年間で、金額は年169,000円です。
(別冊資料20ページにより位置説明)

番号3番、利用権の設定をする者は北広島市 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は東 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、東○○○番○で合計面積は48,038㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年1月16日から令和17年11月30日の10年間で、金額は年230,000円です。
(別冊資料21ページにより位置説明)

番号4番、利用権の設定をする者は東 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は東 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、東○○○番○ 外2筆で合計面積は19,833㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年1月16日から令和17年11月30日の10年間で、金額は年79,000円です。
(別冊資料7ページにより位置説明)

番号5番、利用権の設定をする者は北兵村一区 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は旭 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、旭○○番○ 外7筆で合計面積は54,577.80㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年1月16日から令和16年12月31日の9年間で、金額は年463,000円です。
(別冊資料22ページにより位置説明)

番号6番、利用権の設定をする者は北兵村一区 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は富美 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村一区○○○番○ 外3筆で合計面積は18,247㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年1月16日から令和17年12月31日の10年間で、金額は年91,000円です。
(別冊資料8ページにより位置説明)

番号7番、利用権の設定をする者は開盛 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は富美 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、開盛○○○番○ 外3筆で合計面積は33,242㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年1月16日から令和12年12月31日の5年間で、金額は年90,000円です。
(別冊資料10ページにより位置説明)

続きまして議案書23ページをご覧ください。

番号8番、利用権の設定をする者は富美 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は富美 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、富美○○○番 外13筆で合計面積は72,483㎡であり

利用目的は普通畑です。期間は令和8年1月16日から令和17年12月31日の10年間で、金額は年325,000円です。
(別冊資料11ページにより位置説明)

番号9番、利用権の設定をする者は上富美 ○○○○さん、利用権の設定を受ける者は富美 ○○○○さんです。利用権設定に係る土地の所在は、上富美○○○番○ 外12筆で合計面積は159,692㎡であり利用目的は普通畑です。期間は令和8年1月16日から令和14年12月31日の7年間で、金額は年561,000円です。
(別冊資料12ページにより位置説明)

続きまして議案書の24ページをご覧ください。使用貸借です。

番号1番、利用権の設定をするものは東 ○○○○さん、利用権設定を受ける者は東 ○○○○さんです。土地の所在は、東○○○番外18筆で合計面積は268,405㎡であり、利用目的は普通畑です。使用貸借権の設定の期間ですが、令和8年1月16日から令和27年11月30日までの20年間です。
(別冊資料23ページにより位置説明)

番号2番、利用権の設定をするものは東 ○○○○さん、利用権設定を受ける者は東 ○○○○さんです。土地の所在は、東○○○番○外33筆で合計面積は287,154㎡であり、利用目的は普通畑です。使用貸借権の設定の期間ですが、令和8年1月16日から令和27年11月30日までの20年間です。
(別冊資料21～24ページにより位置説明)

番号3番、利用権の設定をするものは富美 ○○○○さん、利用権設定を受ける者は富美 ○○○○さんです。土地の所在は、富美○○○番○ 外49筆で合計面積は392,398.50㎡であり、利用目的は普通畑です。使用貸借権の設定の期間ですが、令和8年1月16日から令和27年11月30日までの20年間です。
(別冊資料25～27ページにより位置説明)

以上で説明を終わります。

議 長 これから議案第6号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。

委員一同 (なしとの声)

議 長 質疑なしと認めます。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員一同

(異議なしとの声)

議長

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。

これで令和7年第12回湧別町農業委員会総会を閉会します。

閉会 14時00分

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議長

署名委員

署名委員